

教員の懲戒処分について

平成29年1月31日付けで、教員1名を懲戒解雇といたしました。処分理由などは次の通りです。

1 懲戒処分を受ける者
下関市立大学教員

2 懲戒処分日
平成29年1月31日

3 懲戒処分の内容
懲戒解雇

4 処分理由

当該教員(加害者)が複数の学生(被害者)に対してハラスメントに該当する行為を行い、行為の内容が悪質であったことによります。

昨年秋に、ハラスメント行為を受けた複数の学生から相談員に相談がありました。それを受けて、ハラスメント防止委員会のもとで、詳細、かつ丁寧に事実関係の調査を行った結果、ハラスメント行為が悪質であり、被害者に対し非常に大きな精神的苦しみを負わせたことが明らかとなり、教育研究審議会の決定に基づき、本学職員就業規則により最も重い処分である懲戒解雇に決定いたしました。

5 本件関係情報の非公開

本件に関する行為の詳細や加害者及び被害者に関する情報については、被害者のプライバシーの保護及び被害者に対する二次被害の防止が極めて重要であるため、公表を控えますので、ご理解をお願いいたします。

6 理事長のコメント

本学教員がハラスメント行為を行い、複数の学生に精神的苦痛を与えたことは大変申し訳なく、被害学生には心からお詫び申し上げます。また、保護者をはじめ関係の皆様に対しても深くお詫びいたします。

大学として今回の事態を厳粛に受け止め、これまでのハラスメント防止の取組を検証し、全学をあげて再発防止にあたっていく所存であります。

平成29年2月15日

公立大学法人下関市立大学 理事長